○農林水産省告示第千二百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年九月三日

農林水産大臣　石破　茂

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県山県市葛原字鯱尾五六八〇

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年九月三日

農林水産大臣　石破　茂

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県本巣市外山字本谷五の六、五の二〇

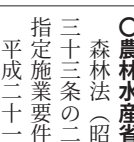
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字本谷五の六・五の二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）



2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年九月三日

農林水産大臣　石破　茂

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県山県市椿字河クロビロ二二九の一、二三〇、二三一、二三四、二三五、二三六の一、二三六の二、字釜ケ平二四〇から二四四まで、二四七、二四九、字瀬戸洞三八〇から三八九まで、三九三、三九四、三九五の一、三九五の二、三九六、三九八、四〇〇の一、四〇〇の二、四〇一から四〇五まで、字北栩尾四二九の一、四二九の二、四三〇、四三一、四三三の一、四三三の三、四三四から四三六まで、四三八、四三九、四四〇の一から四四〇の七まで、四四一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年九月三日

農林水産大臣　石破　茂

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県岐阜市大字長良古津字樫洞山九一五、字坊ケ洞山九一六の二

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年九月三日

農林水産大臣　石破　茂

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県本巣市根尾高尾字平岩九二の一三一から九二の一三四まで、九二の一五六、九二の一五七、高山市荘川町屋字虫喰畑五〇七、五〇八

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年九月三日

農林水産大臣　石破　茂

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県山県市大字長滝字名古屋洞七五三の二、本巣市根尾大井字大谷筋一三七七の四五から一三七七の四七まで、一三八九の一、一三八九の六、一三九四の一から一三九四の三まで、一三九五の一、一三九六の一、一三九六の二、瑞浪市稲津町萩原字長塚一八八〇の二二、土岐町字大洞一〇〇九の一七六、字イタチ洞一三三一の五、明世町戸狩字大狭間二の七、二の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年九月三日

農林水産大臣　石破　茂

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県山県市大字長滝字名古屋洞七五三の二、本巣市根尾大井字大谷筋一三七七の四五から一三七七の四七まで、一三八九の一、一三八九の六、一三九四の一から一三九四の三まで、一三九五の一、一三九六の一、一三九六の二、瑞浪市稲津町萩原字長塚一八八〇の二二、土岐町字大洞一〇〇九の一七六、字イタチ洞一三三一の五、明世町戸狩字大狭間二の七、二の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百八十二号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四十四条の規定により、同法第三十九条に規定する登録調査機関であるテュフズードジャパン株式会社が確認調査を行う事業所等について平成二十一年四月一日から次のように変更した旨の届出があったので、同法第五十条の規定に基づき、公示する。

平成二十一年九月三日

経済産業大臣　二階　俊博

一　登録調査機関の住所及び確認調査の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都新宿区西新宿四丁目15番3号住友不動産西新宿ビル3号館
変更後	東京都新宿区西新宿四丁目33番4号